

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男	
件名	令和5年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給			
	事業実施要綱について	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	財政課、デジタル政策課、課税課、障害福祉課、会計課		
<p>1. 要旨</p> <p>今般、国において、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業が実施されることになった。</p> <p>当該特別給付金を支給するにあたり、必要な事項を定めるため、標記の単年度要綱を定めるものである。</p> <p><主な内容></p> <p>(1) 支給対象者 令和5年3月分の児童扶養手当の受給者</p> <p>(2) 支給額 児童1人につき5万円</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>【影響及び効果】</p> <p>ひとり親世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年4月10日 子ども家庭庁から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について 子ども家庭庁から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について</p> <p>令和5年4月14日 令和5年度一般会計補正予算（第1号）専決処分</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金は、「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」のそれぞれを、給付の目的から、令和5年5月中に手続きすることが求められている。</p> <p>また、事務を進めるにあたっては、国からの要綱案等を受けて、単年度要綱を作成し実施するところであるが、当該要綱案等の通知が遅れている状況にある。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>市では早急な事務手続きが行えるよう、当該事務に要する経費を専決処分している。</p> <p>国からの要綱案等の提示に遅れはあるが、給付金の支給目的等を鑑み、ひとり親世帯に係る手続きを、庁議終了後、速やかに行いたい。</p> <p>今後、ひとり親世帯以外の低所得世帯に係る事業の内容等、詳細な通知が届き次第、標記要綱を改正し、国からの通知等と整合を図ることにしたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。